

生涯学習講座 ～どきどきチャレンジ教室～

「背骨コンディショニング」

背骨コンディショニングは、背骨の歪みを整え、不調を改善する運動プログラムです。

と き ①7月28日(金)
午後1時30分～2時30分
②8月25日(金)
午後1時30分～2時30分

と ころ 川島公民館 2階ホール

講 師 平松 佐知子さん

定 員 各15人
(定員になり次第締め切ります)

参加費 無料

準備物 ヨガマット、
スポーツタオル(長めのタオル)
動きやすい服装、飲み物

申込期限 7月26日(水)

注意事項 骨折、外傷、妊娠、あるいはその可能性や疑いのある場合は安全面から参加をご遠慮ください。



「木目込人形教室」

来年の干支(辰)の木目込人形を作ります。
4回の教室で出来上がります。

と き ①10月2日(月)
②10月16日(月)
③10月23日(月)
④10月30日(月)
午後1時30分～3時30分

と ころ 川島公民館 2階研修室

講 師 久米 雅鳳さん

(寿鳳人形の東芸 木目込人形 師範)

定 員 10人(定員になり次第締め切ります)

材料費 2,800円～

準備物 先のとがった小さいハサミ
目打ち(または千枚通し)

申込期限 8月30日(水)



問い合わせ
申し込み
川島公民館
☎・FAX 25-2180(木曜休館)

ご存じですか？ お墓をつくる(建てる)、墓じまい、改葬などには必ず届出や許可が必要です

例えば こんなときはご相談ください!!

お墓をつくる(建てる)とき

お墓を建て替えたいとき

お墓を別の場所に移したいとき

現在あるお墓の一部の
遺骨を他に移すとき

墓じまいをしてお寺などで
永代供養をするとき

お墓の祭祀者を変更するとき

重要

法的に許可がない自己所有などの土地に
お墓をつくる(建てる)ことは違法です!!

※お墓について、許可などを受けずに建てたり移したりした場合は罰則および撤去命令などの処分を受けることになります。

必ず事前に下記まで問い合わせください。

問い合わせ | 環境企画課
☎ 22-2230 FAX 22-2247

夏季休業中の学校閉庁日 (日直を置かない日)のお知らせ

本年度も小・中学校において、8月14日(月)・15日(火)を、学校閉庁日(日直を置かない日)とします。

緊急時の連絡は、学校教育課(東館3階)までお願いします。学校教育課から学校長に連絡を行います。

問い合わせ | 学校教育課
☎ 22-2273 FAX 22-2270

不用となった公有財産を 売却します

本市では、不用となった公有財産を、「KSI 官公庁オークション」のインターネットシステムを利用して売却しています。

参加方法や売却物件などは下記二次元コードから確認してください。

※次回は、7月14日(金)
午後1時公開開始です。



二次元コード

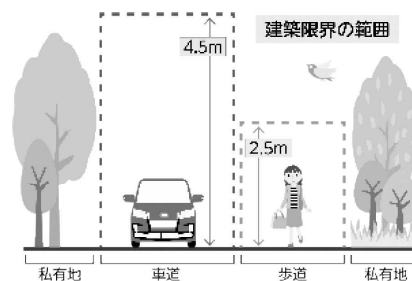
問い合わせ | 管財システム課
☎ 22-2234 FAX 22-2244

市道に張り出している樹木などの 管理をお願いします

私有地から市道に張り出している樹木やその枝は、歩行者や通行車などの安全を阻害する恐れがあります。市では伐採することはできませんので、私有地の所有者、管理者において、適切に管理してください。

また、建設課では伐採した枝などの回収は行いませんので、もやせるごみとして、ごみ分別ガイドブックを参照の上、指定収集日に各地区のごみ集積場へ搬出してください。

なお、自治会活動として伐採を実施する場合は、事前に建設課までご相談ください。



問い合わせ | 建設課(市道の補修に関すること)
☎ 22-2251 FAX 22-2239
| 監理課(市道の管理に関すること)
☎ 22-2252 FAX 22-2239

蜜蜂を飼育するには申請が必要です!

蜜蜂を飼育されている方は、養蜂振興法第3条1項の規定により、毎年1月末までに徳島県知事に「飼育届」の提出が必要です。また、蜜蜂を転飼される方は、飼育届を提出する際に「転飼許可申請書」も同時に提出してください。

提出は市を経由することとなっていますので、農林業振興課に提出をお願いします。なお、新たに飼育を開始した場合については、随時受付をしています。

※転飼…飼育する土地を変えながら蜜を採ったり、越冬させる飼育方法



問い合わせ | 農林業振興課
提出先 | ☎ 22-2228 FAX 22-2237

農用地区域からの除外申請受付

農用地区域内の農地を農地以外に利用する場合には、農業委員会へ転用の申請をする前に、農用地区域からの除外手続きが必要です。

農地以外に利用する例としては、農家用住宅、子どもが分家するための住宅(宅地)、資材置場、駐車場、太陽光発電施設(第一種農地は不可)などがあります。農地以外に利用する方は、申請してください。

また、農業委員会での転用許可の見込みがあるか、徳島県が作成した除外の判断基準を満たしているか、資材置場・駐車場の場合はFIT(固定価格買取制度)の計画認定がされていないかなど、事前の確認が必要です。

なお、周囲の農地の状況などにより総合的に判断を行うため、申請によって必ず除外されるものではありません。

申請書は、農林業振興課(東館1階)に備え付けています。

受付期間 8月1日(火)～31日(水)
(土・日・祝日を除く)

問い合わせ | 農林業振興課
受け付け | ☎ 22-2228 FAX 22-2237